

福祉・介護サービス事業者に係る個人情報保護指針

(目的)

第1条 この指針は、「個人情報の保護に関する法律」(以下「個人情報保護法」という。)の規定の趣旨に沿って、福祉・介護関係事業者がその事業の遂行に際して個人情報を取り扱う際に開示すべき利用目的、講ずべき安全管理のための措置その他の事項につき、具体的な基準を定めることにより、福祉・介護関係事業者の個人情報の適正な取扱いを確保することを目的とする。

2 この指針は、社会福祉法人岐阜県社会福祉協議会(以下「本会」という。)に加入、又は、本会を構成する福祉・介護関係事業者及び個人情報保護法第41条第1項の同意を行う福祉・介護関係事業者(以下「福祉・介護関係事業者」という。)がその事業の遂行に際して個人情報を取り扱う場合(雇用管理などの内部事務に伴い個人情報を取り扱う場合を除く。)につき適用する。

(個人情報保護に関する考え方又は方針等の策定及び公表)

第2条 福祉・介護関係事業者は、個人情報保護法その他の関連法令等及びこの指針を踏まえ、当該事業所の個人情報保護に関する考え方又は方針(プライバシーポリシー)及び個人情報保護の取扱いに関する規則を策定し、公表するものとする。

2 福祉・介護関係事業者は、その公表する個人情報保護に関する考え方又は方針及び個人情報の取扱いに関する規則を実効性あるものとするため、事業所内体制の整備等に努めるものとする。

(利用目的)

第3条 福祉・介護関係事業者は、個人情報を取り扱うに当たって、その利用目的をできるかぎり特定するものとする。

2 福祉・介護関係事業者は、利用目的を事業所内等に掲示するとともに、可能な場合にはホームページへの掲載等の方法により公表するものとする。

3 福祉・介護関係事業者は、利用目的を変更するときは、個人情報保護法第15条第2項に掲げる要件を満たすとともに、変更後の利用目的を公表するものとする。

4 福祉・介護関係事業者は、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱わないものとする。やむを得ずかかる取扱いを行うときは、個人情報保護法第16条第3項各号に掲げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得るものとする。

(個人情報の取得等)

第4条 福祉・介護関係事業者は、業務上必要な範囲内で、かつ、適法で公正な手段により個人情報を取得するものとする。

2 福祉・介護関係事業者は、個人情報を本人以外の者から取得するときは、本人の利益を不当に侵害しないようにするものとする。

3 福祉・介護関係事業者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つよう努めるものとする。

(安全管理措置)

第5条 福祉・介護関係事業者は、その取扱う個人データの漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人データの安全管理のため、必要かつ適切な措置を講じるものとする。

2 福祉・介護関係事業者は、個人データの取扱いを委託するときは、あらかじめ委託先が講ずべき措置を明らかにし、事故発生時の責任関係を明確にするなど、委託先に対する必要かつ適切な監督を行うものとする。

3 福祉・介護関係事業者は、個人情報の漏えい等の事故が生じたときは、本人への通知及び当局への報告を行うとともに、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、事実関係等をできる限り公表するよう努めるものとする。

(第三者提供)

第6条 福祉・介護関係事業者は、個人データを第三者に提供するときは、個人情報保護法第23条第1項各号及び第2項に掲げる場合を除き、次に掲げる事項を示した上で、本人の同意を得るものとする。

- (1) 個人データを提供する第三者
- (2) 第三者に提供される個人データの項目
- (3) 第三者への提供手段又は方法

(保有個人情報データの開示)

第7条 福祉・介護関係事業者は、個人情報保護法第24条第1項各号に掲げる事項を公表するものとする。

2 福祉・介護関係事業者は、本人から個人情報保護法第24条第2項、第25条第1項、第26条第1項又は第27条第1項若しくは第2項の規定による求めを受けたときは、各条項に定める適用除外要件に該当する場合を除き、各条項に沿った適切な対応を行うものとする。

(苦情解決)

第8条 福祉・介護関係事業者は、個人情報の取扱いに関する苦情を適切かつ迅速に解決するものとする。

2 福祉・介護関係事業者は、前項の目的を達成するため、苦情解決窓口の設置や苦情解決の手順を定めるなど必要な体制を整備するものとする。

(本会の役割)

第9条 本会は、個人情報保護法第37条第1項の認定を受けて、同項各号の業務を行うものとする。

2 本会は、福祉・介護関係事業者がこの指針を遵守していないと認めるときは、当該福祉・介護関係事業者に対して必要な助言又は指導を行うものとする。

3 本会は、福祉・介護サービスを取り巻く社会・環境の変化等を踏まえて、福祉・介護関係事業者における個人情報の保護が着実に図られるよう、必要に応じて指針を見直すものとする。

附 則

この指針は、平成18年4月1日から施行する。